## よくある質問 Q&A

プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備導入促進事業 (化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材の省CO2型製造設備導入事業)

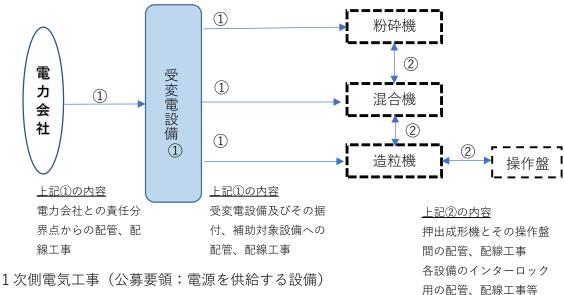
これまで、事業者の方から多く寄せられた質問を掲載しております。これ以外の質問は、当財団までお問い合わせください。

- Q1 化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材の省CO2型製造設備導入事業において、補助対象となる設備或いは補助対象外となる設備はどのようなものか。
- A1 再生可能資源由来素材を製造するのに必要な汎用的な機器を組み合わせるプラントにおける補助対象設備は粉砕、乾燥、造粒など直接的に必要となる設備及びその間のコンベアであり、補助対象外となる設備は貯留タンク、梱包など間接的に必要となる付帯設備、或いは設備の駆動に必要なコンプレッサなど補器類になります。直接的な設備かどうか不明な場合は当財団までお問い合わせください。
- Q2 電源を供給する設備とはどのようなものか。
- A2 電力会社等から電気を受けるための受変電設備、各設備へ配電するための配電設備、及び配電設備から各補助対象設備への配線・配管工事等のことを言います。それら受変電設備等においては、新設、増設の場合のみで、改修、改造は含みません。

また、受変電設備、配電設備の補助対象経費の算出において、補助対象内外が共用する設備は 設備容量按分で算出します。なお、将来の設備増設などを考慮した過剰分及び予備等は補助対象 外とします。

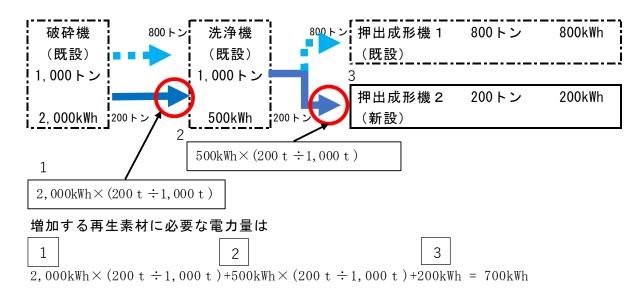
なお、公募要領の様式3に記載する一次側電源工事費及び二次側電源工事費については、下記 の範囲を参考に積算してください。





- - ①に該当する設備及び据付、配管、配線工事等
- 2次側電気工事(公募要領:対象機器間の配管、配線等)
  - ②の部分の配管、配線工事
- Q3 CO2削減量の計算における再生可能資源由来素材の増加量はどのように記入すれば良いか。
- A3 再生可能資源由来素材の増加量は補助対象設備により、新たに製造する量で増加量を指しま すが、海外へ輸出される量は含みません。ただし、海外で製品化し日本へ戻る分で証明出来る ものは含みます。
- Q4 CO2削減量における既存機器の割合とはどのように算出すれば良いか。
- A4 再生素材を製造するのに必要な電力量の内、増加する再生素材量に必要な電力量の割合を 指します。簡単な例をつぎに示します。

## 事業実施前800 t 、事業実施後1,000 t 再生素材の増加量200 t の例



破砕機、洗浄機の既設機器の割合は、(200 t ÷ 1,000 t) = **0**.**2**になります。

- Q5 本事業において、補助対象となる設備或いは補助対象外となる設備はどのようなものか。
- A5 下記の一覧表によりますが、不明な点は当財団に問い合わせください。

項目		項目の詳細	補助対象: 〇 対象外 : ×	項目	項目の詳細		補助対象: C 対象外 : ×
土木・建築	1.土木、建築事業 ・土地財保: 基礎杭、舗装、緑化等 ・建築関係: 建屋		×	工事 (プラント 敷地内)	廃水設備(事務所、生活用を除く)		0
					配管・ダクトエ事 (プラント数地内)	排煙設備(事務所、生活用を除く)	0
設備	2.プラスチック代替素材製造事業(以下「バイナマスプラ等製造事業」という。)を行うために必要な 設備及び当該設備の運搬、据付、試運転調整費 (3.~7.設備を除く)		0			DCS、PLC関連工事	0
						浄化槽、下水設備(事務所、生活用を除く)	0
	3.処理対象物又は製造物の保管設備 (バイオマスプラ等対象物又は製品の貯蔵タンク等)のうち財団が <u>過剰</u> と認める設備		x x x x x			空調設備(事務所、生活用を除く)	0
						照明(事務所、生活用を除く)	0
	4.予備品及び設備のうち財団が過剰と認める設備					排煙処理	0
	5.補助対象プラント敷地外の設備					廃油処理	0
	6.その他の対象外設備 (環境関係計器、分析機器、計装機器、放送設備、運転備品、情報系システム備品、事務用品、 タンクローリー、フォークリフト、台車等)				据付工事(補助対象設備に限る)		0
					塗装工事		0
	7.中古品				受電設備工事		0
	8.消火設備	家屋としての消火設備	×		二次側電気工事		0
		特殊消火設備	0		保湿工事		0
	9.バイオマスプラ等製造事業を行 うメインの設備が申請対象に無い 場合	申請対象機器がいイオマスラ等製造事業に必要な既存の メインの設備と協力して、その設置により再生量が増加する など性能、効率が上がるなど目に見えるメリットが出る場合で あって以下の要件を満たす場合は対象とする。 ・設置後の生産量が導入前以上であること。 ・パイオマスフラ等製造事業に必要な既存設備についても補 助対象設備の耐用年数期間9年間移動させること。 ・但し、管理機器や分析機器の追加は対象外。	0		水道		0
					冷却水		0
					空気		0
					蒸気		0
					窒素		0
		バイオマスプラ等製造事業に必要な既存のメインの設備が全 く無く、周辺機器のかは不可 また、軽年等により機能低下したため、当該機器の機能回復 が目的の交換は対象外		その他	雨水ピット、ポンプ	•	×
			×	改修、改造	既存設備の改修、改造		
				撤去、廃棄	既存設備等の撤去費、廃棄費		×
	バイオマスプラ等以外の製造設備	バイオマスプラ等製造設備以外の製造設備のフローが、一体で切り離せないと考えられる場合は対象設備とする。	0	設計費	実施設計費		0
					基礎設計費		×
		バイオマスプラ等製造設備と別フローとして独立している場合 は対象外とする。	×				<u>.</u>

- Q6 設備の基礎とはどの部分になるのか。
- A6 下記の図に示すように杭、底盤の上に設置する基礎で、機械基礎と呼ばれ補助対象になります。

